

令和3年1月8日
東北運輸局
自動車技術安全管理課

自動車登録申請書の添付書類の有効期間を延長します
～新型コロナウイルス感染症対策～

令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことにより、自動車登録申請等を予定通り実施できないまま、添付書類の有効期間が満了してしまうおそれがあることから、添付書類の再発行に伴う申請人の方や発行官署の負担を軽減するため、添付書類の有効期間を延長する取扱いを実施いたします。

○有効期間

自動車登録申請書に添付が求められている以下の書類については、令和3年1月8日より以下のとおり有効期間が満了してもなお有効なものとして取り扱う措置を実施いたします。

・印鑑に関する証明書

令和2年10月8日から令和3年4月7日までに発行されたものについて、令和3年7月8日までの間に自動車登録窓口へ提出のあった場合においては、有効なものとして取り扱います。

・自動車の保管場所を確保していることを証する書面

令和2年11月30日から令和3年5月28日までに発行されたものについて、令和3年7月8日までの間に自動車登録窓口へ提出のあった場合においては、有効なものとして取り扱います。

・自動車の使用の本拠の位置を証する書面及び使用者の住所を証する書面等（住民票や公的機関又は国の事業証明書又は営業証明書等）

令和2年10月8日から令和3年4月7日までに発行されたものについて、令和3年7月8日までの間に自動車登録窓口へ提出のあった場合においては、有効なものとして取り扱います。

※緊急事態宣言は1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象としていますが、本取扱いの対象地域については全国一律としております。

【問い合わせ先】

東北運輸局自動車技術安全部

管理課 佐藤、永田

電話：022-791-7533

令和3年1月8日

同時発表 国土交通省自動車局

軽自動車検査申請書の添付書類の有効期間を延長します
～新型コロナウイルス感染症対策～

令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことにより、検査対象軽自動車の新規検査申請等を予定通り実施できないまま、添付書類の有効期間が満了してしまうおそれがあることから、添付書類の再発行に伴う申請人の方や発行官署の負担を軽減するため、添付書類の有効期間を延長する取扱いを実施いたします。

○ 添付書類の再発行に伴う申請人の方や発行官署の負担を軽減するため、検査対象軽自動車の新規検査及び自動車検査証記入申請等に添付が求められている以下の書類については、令和3年1月8日より以下のとおり有効期間が満了してもなお有効なものとして取り扱う措置を実施いたします。

・ 使用者の住所を証する書面（住民票や印鑑（登録）証明書又は登記事項証明書等）

令和2年10月8日から令和3年4月7日までに発行されたものについて、令和3年7月8日までの間に軽自動車検査協会の窓口へ提出のあった場合においては、有効なものとして取り扱います。

※ 登録自動車についても、自動車登録申請書の添付書類に関して、同様の取扱いが実施されます。詳しくは、国土交通省各運輸支局又は自動車検査登録事務所へお問い合わせください。

※ 緊急事態宣言は1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象としていますが、本取扱いの対象地域については全国一律としております。

連絡先

軽自動車検査協会 経営企画部 高瀬、松元
住所 東京都新宿区西新宿 3-2-11
電話 03-6279-4007
FAX 03-5324-6621